



書に なりましたが、句留はなすお続して一ます。権力にと、
ては私か今年間たかへ続けしてゐること自体が四非にちるよ
うです。私に強中して自らを治療し、元氣になつてゐます。

権力的 臣魔のりこ

二月二十二日付で学校長にお牛紙とカレバを(送)つて下
さつたことを、直達係にまゝてありまゝおめ、新便利限(一日
一週)のため、お礼がぬくやて申し訳ありません。

日本中には、大争闘争をたつた、ちいし支援した教員が
いるとして、現在、時とまで、私のお字族へまでおたつたかへカレバ
をよとけて下さつたおぼ、山浦さんだけでした。おどろくへさ
ことといわねばなりません。(もちろん、大争闘以外、私
かこの十五年に出会って来た人々は、十人への支援を、私や家
族にして一ますので、そのおまは、安心下し。)

ともあれ、ここに私のお争闘の孤立と栄光を、示して
つるだろうことを、お礼と堅に訳します。

(185) 四月八日 権下 日

山浦元様 (さし出し日付四月十一日)

最終意見表明書

才一回の公判における意見表明、才四回公判における冒頭陳述の全項目を、ここでも持続して主張し、さらに次の意見をもへる。

一、本件はいくつかの点において、これまでの裁判史上になかった特性を示している。

(一) 本件の前段階である行政事件や関連する諸事件が対象化されはじめる契機をつくっている。

(二) 参考、忌避の判例や制度の欠陥を以て誤りが対象化されはじめる契機をつくっている。

(三) 本件にかかわる各当事者の活動や生存の根拠が対象化されはじめる契機をつくっている。

二、検査側の立証は、刑罰の水増しに全く及ばないばかりか、意図的な虚偽性を露呈している。主要なものとして、

(一) 判決言法の有無について、告訴人「小坂あよび」の訴(制裁)せざるを乞うる虚偽性の論議範囲内で言法があったとへてはいるにすぎない。逆によりもし、なかったとへれば、全ての論議が解体する。恐怖に抗しえらるのである。これに反し、私たちは、言法があったとすれば、告訴事実を投影されるよう行政行為はあつたといふ事実を、思想的にもありえらるのである。この事実の偽証と追従は、どのようにも整理され

①

四五

三三

うるが、歴史的な注目の集中し、つたある。言議はな
 かつた、ことを主張しているのは、今のところ被告の
 みであるが、いかなる検査側立証にもかかわらず、それ
 でも地球はまわっている。し、
 (二) 被告人(松下)が提出した文書が、裁判所
 側の捜査や論拠が、そこに及びない事態は、被告
 人(中尾)が判決文を一時あきらめた事態以上に
 前代未聞である。告訴人「小堀」は憲法や民法
 現のみなうず、裁判の根本原則を破棄しているの
 あり、これに気が付かない検査側は、司法指行使の侵
 害などを口にする資格がない。もし被告人らが提
 出した各文書が当然にも受理され、審理が執行停
 止されていれば、本件の生起する余地はなかった。

(三) 論告は、被告人らが「意味不明の言議を連ねてし
 とか、」のい小化して表現するし、ななどのべてい
 るが、発止の限りである。本言にそう考えている
 なら、本件を審理する場に出場しえないことを自
 白したに等しい。被告人(松下)の前科なるものにつ
 いても一つは重大な再審事由があり、もう一つは
 一部無罪なし全部の訴訟事実の解任が始まって
 いる経過に目をふさいで、「学習者」という破棄さ
 れた発想にしかめついているにすぎない。

三、できる限り九十直に、本件を媒介する註を記すと、

(一) 被告人らは、本件発生前も発生後も、眼前の裁
 判過程に直接的に対応して何かをしてきたのではな
 く、より巨大なものにつき動かせられ、それと格闘して

きたのである。この点をふまえない本件への接近や
審理は不可能である。

(二) 被告人らは、眼のX射線で生じたこと、自らが行爲した
ことであつても、たれよりも視えらへ位相にゐることが
ありうるという至驗を長期にわたつてくり、かつ方
法化してゐる。従つて、この方法や至驗を、もう一度く
ぐららへ本件への接近や審理は必ず謬りを増幅する。

(三) 可視的な被告人は二名であるとしても、裁かれてい
るのは一九九年以降の全情状へのへくく斗争
の根拠である。また松下がくりかえしのへてきたよう
に、中尾は、まだ本件現場に居場しえてゐず、その行
爲とされるものは、松下らの斗争の方法総体の部への
的短絡と無意識的に表出したにすぎらへ。従つて

最終的な責任は松下へに象徴される大なる斗争の全参加者
にあり、中尾はほん少しの対象ではありえらへ。
求刑の比重は、論告の根本的な謬りから規定されてい
るから破棄し、転倒されるべきである。

その他、及らやる機会に、本件に関する意見を表明し、
斗争および、それを越える試みを深化させていく。

一九八五年一月一四日

松下 昇  を言ひ

仮被被告 団

東京地方裁判所第一二刑事部へ御中

報告書

証号第75号甲

前
一
三
字

加
六
字

加
三
字

関東学院大学岡本正氏(学長ないし学長代行)と、日本キーバ友好協会常任理事三好四郎氏との関わり、また岡本学長が関東学院大学斗争の圧殺(注)には河村隆二氏の教権を奪うために、キーバ革命を利用した事実と背景について、一九六九年から一九七三年にかけて私が三好四郎氏より直接報告を受けた事実に基いて報告します。

以下の諸点については本年十月二十九日私が三好氏に出会った際、その記憶を確認し、氏は老齢かつ病症にあるため自ら筆を取ることはできないながら、その内容を確認されたものであることを申し添えます。

尚、私はキーバ革命に深い関心を寄せる者の一人として一九六八年以来日本キーバ友好協会東海支部(支部長三好四郎)当時愛知大学教授)会員でもあった者で、三好氏がキーバ革命およびキーバにおける日本人移民調査等のためキーバ永住を計画の際、意識変革のテーマおよび語学(分野)担当(注)として同行する予定であった者です。(この計画自体は、私においては情報把握の本質と大学斗争への関りの深化に(注)あいて、また三好氏においてはキーバ国内の事情と革命の本質において中止してはいますが)

三好四郎氏は明治四一年生まれ、昭和一八年二月中国上海の東亜同文書院へ研究用員として赴き、中国各地の農村調査等に従事、後に、岡本正氏は右書院へ研究用員として入り、相互に親交を結んだ。当時岡本夫人は上海で唯一の日本語新聞社「大陸新報」に勤務、夫妻で居住されていた。

敗戦後、前記書院学長(総長)本間氏らを中心に豊橋市に愛知大学設立三好氏も(注)参加し、昭和二十一年より国内の農村調査開始。

岡本氏は豊橋へ講演等のため訪れ、三好氏との交流を深めている。また戦後三好氏が日本共産党へ入党したことによりこの事情は一層深まってしまう。
(後に離党)

関東学院大学において、緊急処置要綱(一九七二・一・二二)学長代行岡本正提案・不法行為に対する当面の処置要綱)が出現した時期までに三好氏は一九六九年、一九七〇年に日政友好学生セミナー団長として渡欧、キーバ革命の発端と勝利(一九五九年一月)、革命的建設の状況を、キーバ各地の訪問、経済的諸施設、工場、農場、医療機関、大学、社会主義と共産主義の進行建設の東駿鳥、詩人、農民、日本人移民、革命政府の主要機関、等(並行)を通過、当時世に出ているキーバ革命についての諸文献を現場で批判的に検討するとともに、革命の方法論について三好氏流の理解を深め、一九七一年以降は前述のように、永住の方向で政府との交渉にあたり、待機中であった。

(三好氏はその後、一九七四、一九七七、一九八〇年にも学者グループに同行する等して渡欧している。)

このような状況下において一九六九年から一九七二年にかけて、三好氏は岡本正宅を訪れる等してキーバ革命の状況指導者と人民の関係の在り方について自ら、あるいは岡本氏に求められて説明。(又、当時岡本氏の息子がキーバ革命に興味を示し、東大五月祭でキーバのポスター展を開きたいとの彼の希望により、訪欧者を持ち帰った多数のポスター展(鏡を下けた解放神学者、神父を描いたもの等を含む)を(三好氏のもとに集める作業を友好協会員が行なったこともある)この時期を通じて岡本氏から関東学院大の状況について報告、相談を受け、三好氏はキーバにおける建設の状況と対比しつつ意見を述べている。
岡本「学内でちょっとでも騒いだやつは除籍・免職にする方針。
三好「岡本のやり方はやむを得ない。馬鹿やつらはキーバにやって鍛えなすべし。」

三好「それにしても岡本が学長になるとは思わなかった。」

岡本「緊急処置要綱^{の方針}に反対して授業ホイコト声明し、正常化にしま

な教官がいる。キーンでめんどうみてくれないか。」

「電話させてもいいか。」

これらはこの時期に交わされた発言の代表的なものである。

岡本氏は河村隆二氏にキーンバ留学を「三ニへ電話すればすぐ行かせてやる。」

という方向で学外運放のえさとして利用する方針を持っていた。

岡本氏と三好氏が旧知の間柄であるため、友人同士の親しさや慣れ合い的な調子か

あった面はあるが、ラーマの中心はあくまで、世界的な大学斗争展開の概観

その永続性ともみえるものへの評価のしきれなさ、

キーンバ革命の評価と関東学院大~~の~~秩序化過程への利用、という点にあった

ことは確かである。

これらのことは当時ほぼ毎週一回ないしは月二回の打ち合わせ会合の

際^{キーンバ}直接三好氏から確認していた事柄です。

以上のような経過^{ニ関する}者としての関心から、本年九月三日私は東京高裁

第八二二号法廷における小西嘉四郎氏の証言を傍聴した。

小西氏は三好氏の電話番号をメモした紙片を、自分の筆跡と認めた

（「あ、これは私の筆跡です」と証言）ものの、なぜこのメモを作成したか、

このメモについて河村氏にどのように話したか、これをめぐる岡本氏の発言、等

についてはすべてほかしたあいまいな言い方をされた。

当時岡本氏の媒介者として

動き、関東学院大^{当局}の利益にも関する現職の教官という立場上、保身的にふるま

われたというべきか。

尚、当日このメモは甲号証として提出されたが、記されている電話番号は、一九七二年

当時三好氏が居住していた鎌倉市二階堂の深町百合子宅（三好氏の実姉宅

—現在に移転）を指している。

加一字

削一字

削一
加一
字

削一
加三
字

削一字

削一
加四
字

加四字

削二
加四
字

加五字

すこに一九六九年六月に神学部廃止決定を行ない、キリスト教（プロテス
 タントバプテスト教会派）の理念の外衣をかぶり捨て、^院院内における帝國主義
 的諸関係秩序を母毀する進いつめられた塔としての 岡本氏による
 一九七二・一・二二緊急措置要綱は、与論や直接民主制を主導的に仮装
 しつつ、除籍、免職（^知知刑）執行の独裁体制をつくりあげ、現在に^達達している。
 少数意見をくみとる方法論を持たず（排除し）、各当事者の拒否権による
 処置執行の停止や留置りの効力も持たせず、再審の道も閉ざしている
 以上、除籍という形の抹殺知刑は歯止めなく行なわれ得るし、現に関東
 学院の歴史はその事実を照明している。

要綱には大学立法成立以後の関東学院大当局と、岡本氏の全自己史の
 総括的方法化ともいうべきものがこめられているが、日共役員、戦争期の大陸
 経験、東亜同文書院、戦後の復活と離脱、全共斗運動への支持と圧殺
 といった岡本氏特有の過程^振振外に、こころには、

指導者が車で国内を走り回る小国キールバにおける革命のダイナミズム、
 大衆と指導者（とりわけカストロの^ア組織論的幻想力学が三好氏流の
 キールバ革命把握の^ア景景のまじりこみで、岡本氏^によって関東学院大斗争^に圧殺
 の方法として意識的に逆用されている、という関係を見逃すことはできない。

戦後を一同した時期に^れ自己の存在^は基盤の解体に直面した時、三好氏は横すべりの
 キールバ革命に接近し、岡本氏は、学長として実権掌握、積極的弾圧者としての道
 をたどった。が、一九七二年当時以上のような状況を把握しつつも、語り得ない闇の
 沈黙と大きな揺れの中に生きていた私は、問題を公然^に論ずることができなかった。
 このことをすべての関係者に謝すとともに、^ソいつても証言する用意があること
 を申し述べておきます。

竹中千恵子 

（京都市伏見区深草大亀谷六軒町32 藤井方）

一九八五年十二月三日

東京高等裁判所 御中

